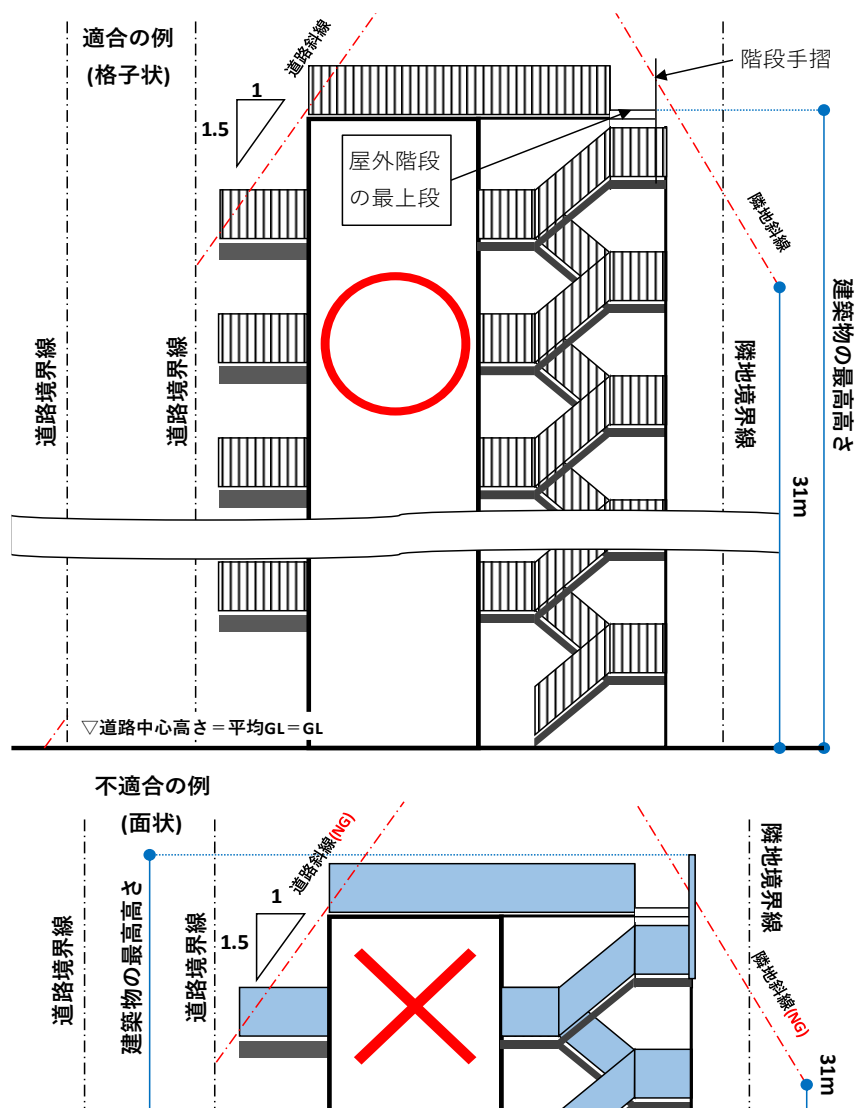


関係条文：法第56条、法第92条、令第2条

バルコニーや屋上等に設ける手すりと建築物の高さの関係

手すりが格子状である場合は、建築物の高さとして算入しない。格子手すりの有効間隔は110mm以下、80mm以上とする。なお、格子が水平方向に連続した梯子状の横格子は認めない。



解説

格子状や十分に開放性のあるメッシュフェンス等の採光、通風等に支障をきたす恐れが無い墜落防止用の手すり等は高さには算入しない。採光、通風等を確保するために格子の有効の間隔を80mm以上とする。墜落防止用の手すりである場合は有効の間隔を110mm以下とする。

参考文献

※ 1 建築基準法質疑応答集P.5080～5084

※ 2 2022年度版 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 P.115